

びゅ～む通信

介護事業所の処遇改善加算取得と人材定着

～ 処遇改善加算の対象拡大・取得チャンス到来 ～

☞「令和7年度補正予算の補助金」+「令和8年度介護報酬臨時改定」

これ迄処遇改善加算の対象外だった「訪問看護」「訪問リハ」「居宅介護支援」も算定対象に！

現在、介護業界では、人手不足・人件費上昇・採用難により、特に小規模事業所様の経営負担が増大しています。この状況を受け、国は新たに以下を実施することを決定しました。

◇令和7年度補正予算：補助金支給

◇令和8年度：臨時の介護報酬改定

今回の改定では、「処遇改善加算の対象・要件が大幅緩和」。

これまで対象外だった事業所様にもチャンスが広がります。



✓ **主な改定ポイント** ⇒取得しやすくチャンスが広がっています！

- 介護職員以外の介護従事者も対象
- 訪問看護・訪問リハ・居宅介護支援も算定可能
- 令和8年度は申請時の「誓約のみ」で当初取得できる特例措置

■ こんなお悩みはありませんか？ ⇒そのままにしておくのはもったいないです！

- ・ うちは対象か分からぬ
- ・ 手続きが難しく、また書類作成の時間が長い
- ・ 人事制度設計まで手が回らない

■ 専門家が伴走サポートします！

お気軽にご相談ください☞  contact@byu-m.com

- ・ はじめての処遇改善加算取得
- ・ 現在よりも上位の処遇改善加算取得
- ・ キャリアパス・人事制度づくり支援
- ・ “加算を取るだけ”で終わらせない、職員が続く仕組み作りと安定経営サポート

☞ 処遇改善加算は「単なる手当」ではなく、「経営改善につながる重要な制度」です。

加算取得に何が必要か、どうすれば実現できるのかを一緒に考えます。（伴走型実践型サポート）

処遇改善によって給与が上がることは、職員の定着に確実に繋がります。



私たち社会保険労務士が介護業界を支援することは、高齢者が安心して過ごせる社会に貢献することであり、私たちの未来の社会を支えていくことにも繋がります。介護事業者様と共に、誰もが安心して過ごせる社会の実現を目指したいと考えています。